

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 20日

静岡県知事 川勝 平太 殿

提出者

住 所 : 富士市天間400番地

氏 名 : トーヨーカラー(株)富士製造所
製造所長 細川 優

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 : 0545-71-1552

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	トーヨーカラー(株)富士製造所
事業場の所在地	富士市天間400番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	有機顔料製造 [2036] ・印刷インキ製造 [2055]
② 事業の規模	資本金5億円
③ 従業員数	495人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照(1)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照(2)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	174 t	t
	(これまでに実施した取組) 再蒸留出来るものは有価物として対応している。 処理業者の選択を増やし助燃材で有価に出来ないか検討。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	200 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・助燃材を有価物として処理出来る業者を調査 ・助燃材の品質から再蒸留可能な品質にシフト出来る様に検討 ・混入している汚泥比率を低減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再蒸留品とそれ以外の分別
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再蒸留品扱いへのシフト

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組）			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	174 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	172 t	t
	再生利用業者への処理委託量	174 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	153 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	21 t	t
	(これまでに実施した取組) 再蒸留出来る品質、助燃材になる品質とそれ以外に区別して管理		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全 処 理 委 託 量	200 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	190 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	200 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	170 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	30 t	t
	(今後実施する予定の取組) 再蒸留できる品位になる様、検討を進める。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	174	t
	(今後実施する予定の取組等) 全量、電子マニフェストで対応しています。		
※事務処理欄			

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 別紙参照 (1)

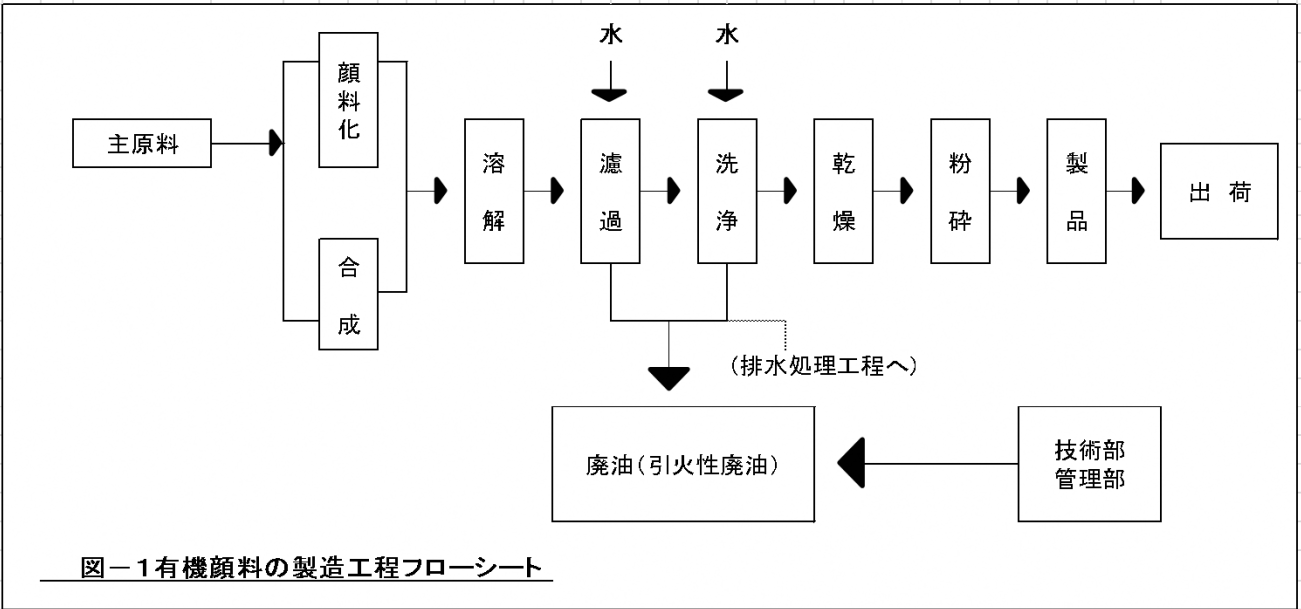


図-1 有機顔料の製造工程フローシート

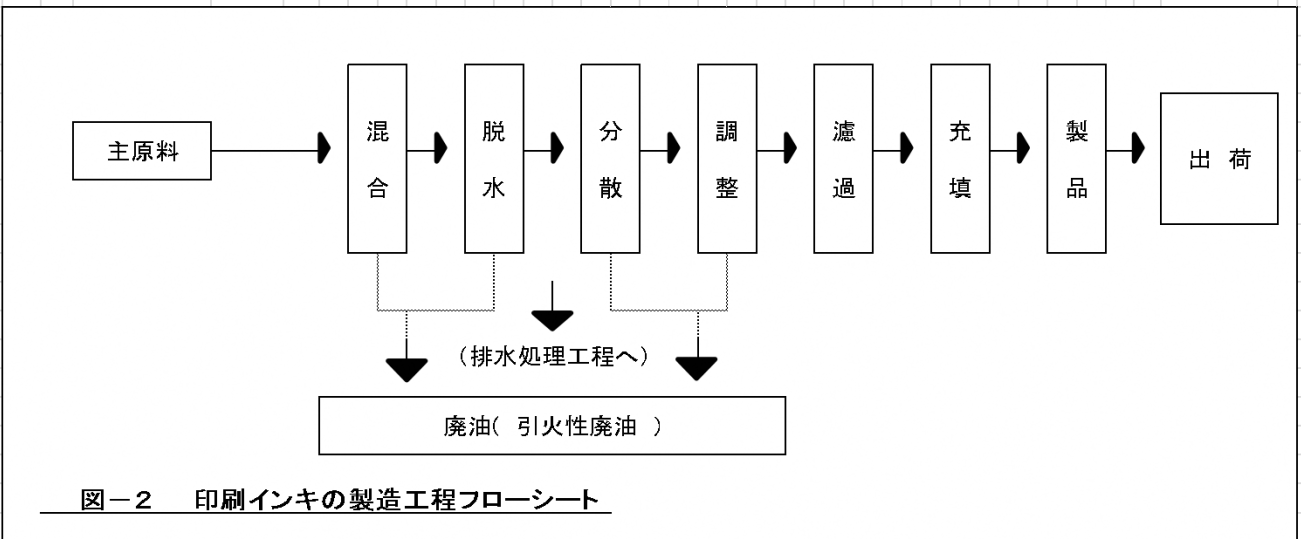


図-2 印刷インキの製造工程フローシート

産業廃棄物の処理に係わる管理体制 別紙参照(2)

1) 責任者の責務(産業廃棄物処理)

統括責任者	所属：トーヨーカラー(株)富士製造所 役職：製造所長
廃棄物管理担当	特別管理産業廃棄物管理責任者：管理部 環境安全課 廃棄物担当者 産業廃棄物管理責任者：管理部部長 廃棄物管理担当者：管理部 環境安全課
役割	環境管理委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関する審議 ・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を審議する。 委員長：環境管理責任者 委員：関連部門長、部会長 事務局長：環境管理責任者兼務
	省資源廃棄物部会 <ul style="list-style-type: none"> ・製造所の産廃物の発生から処分までの全体的把握を行うと共に管理組織に対しての指導、指示を行う。 ・製造所で扱う原材料の効果的な使用及び工場から排出する廃棄物の削減に関する調査及び改善策の立案 ・減量化、分別、再生利用及び省材に関する活動 ・「ゼロエミッション」の継続
	排出元リーダー <ul style="list-style-type: none"> ・減量化、再生利用及び削減に関する調査と管理 ・自部門で排出する廃棄物の分別回収に関する活動
	廃棄物管理担当 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理計画書の作成 ・製造所の廃棄物管理規則の作成と改廃 ・産業廃棄物管理状況の把握と減量化改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・新規取引業者に関する委託契約の締結と管理 ・産廃物及び特別管理産廃物管理票の交付と管理 ・監督官庁への各種報告 ・その他関係する事項

2) 環境マネジメント組織図(廃棄物管理組織)

